

2016(平成28)年度で、人権関連国内3法が施行!

- ①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)が、平成28年4月1日から施行されました。
- ②「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」)が、平成28年6月3日から施行されました
- ③「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消法」)が、平成28年12月9日から施行されました。

近畿大学の北口末広教授は、「人」と「人」との「関係」を「差別・被差別の関係」から「平等な関係」に切り替えることができれば、差別はなくなる。これらの「関係」に密接にかかわっているのが、法制度をはじめとする社会システムであると述べています。

「障害を理由とする差別の解消」、「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」、「部落差別のない社会の実現」というように、昨年、施行された3つの法律は理念法であり、罰則の規定はありませんが、相談体制の充実を国・地方公共団体に求めています。

法整備と人権教育・人権啓発は車の両輪であり、それゆえ、差別的撤廃を明確に目的に据えた法的システムができたことの意義は大きいです。

本年は日本国憲法が施行されて70年目にあたり、憲法第14条(法の下の平等)の理念を実現するためにも、3つの法律が絵に描いた餅にならないように、それぞれの持ち場で、法律の内容について学習し、具現化(社会的ルール作り)に向けて取り組んでいきましょう。



2016

市人教の「学び」「共感」「活動」の振り返り
「学び」から心の栄養を!
 誰もが気軽に学び直しが出来る「場」づくり

今年度後半の事業から主に紹介します。

- ⑩と⑪10月1日第63回兵庫県人権教育研究大会中央大会で岩屋認定こども園「青葉会」保護者会長の長田ジャズミンさん⑩が、「多文化共生を目指して」を、又、福島ハーメルン・プロジェクトジョイントチームの熊和子さん⑪が、「避難・保護の権利の確立と福島原発事故故もたらしたものの」をそれぞれ発表しました。(芦屋市精道小学校)
- ⑥1月14日じんけん福祉講演会「桂福点とお気楽一座」(岩屋公民館)
- ②1月25日夏夢楠^{かむなん}さんによる「中国粥教室」
- ①2月3日一宮支部学校教育部会研修会「インターネットと人権」(講師・北口学先生/大阪芸術大教員)
- ③と④2月6日一宮支部じんけん福祉講演会「あきらめない心」(伊藤真波さん)
- ⑨2月8日市人教本庁学習部会「子どもの居場所」